

【足立区地域自立支援協議会本会議】会議概要

会 議 名	令和6年度第1回足立区地域自立支援協議会本会議
事 務 局	福祉部障がい援護課、障がい福祉課、障がい福祉センター 衛生部中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和6年6月7日（金）
開催時間	午前10時00分～午前11時45分
開催場所	障がい福祉センター5階ホール
出席者	別紙のとおり
欠席者	別紙のとおり
会議次第	1 開 会 （1）開会・事務連絡・区福祉部長挨拶 （2）委嘱状交付・委員紹介 2 議 事 （1）会長挨拶 （2）前期（令和4年度～令和5年度）の活動報告について （3）今期（令和6年度～令和7年度）の活動計画について ア くらし部会 イ はたらく部会 ウ こども部会 エ 相談支援部会 オ 権利擁護部会 カ 精神医療部会 キ 障がい者ケアマネジメント評価会議 （4）報告事項等 ア 令和6年度からの足立区の相談体制及び自立支援協議会の運営について イ 障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について 3 事務連絡
資料	1 次第・席次 2 足立区地域自立支援協議会委員名簿【資料1】 3 足立区地域自立支援協議会設置要綱【資料2】 4 足立区地域自立支援協議会 令和4年度～令和5年度活動報告書

	【資料 3】 5 自立支援協議会の目的・機能 協議の進行について【資料 4】 6 各部会活動計画（案）【資料 5】 7 足立区の相談体制及び自立支援協議会の運営について【資料 6】 8 障がい者計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画障がい者計画【資料 7】 9 合理的配慮に関するリーフレット【周知資料】
その他	公開状況：公開 傍聴：0 人

様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

1 開会

（1）事務連絡・配布資料確認・区福祉部長挨拶

○石川事務局員

それでは、お時間になりましたので、足立区地域自立支援協議会第1回本会議を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます、障がい福祉センターの石川と申します。よろしくお願いいたします。

協議に先立ちまして何点かご案内をいたします。

まず、配布資料の確認をいたします。本日の次第、裏面に席次が印刷されています。資料1「足立区地域自立支援協議会委員名簿」、資料2「足立区地域自立支援協議会設置要綱」、資料3「足立区地域自立支援協議会令和4年度～令和5年度活動報告書」、資料4「自立支援協議会の目的・機能協議の進行について」、資料5「各部会活動計画（案）」、資料6「足立区の相談体制及び自立支援協議会の運営について」、資料7「障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画障がい者計画」、合理的配慮に関するリーフレットです。足りないものがありましたら、手をあげてお知らせください。

次に、この自立支援協議会は、会議の内容、ご発言の内容及び発言者名などについて、後日会議録を作成し、公開します。その会議録を作成するため、本日録音をさせていただきます。また、本日の会議は公開とし、傍聴席を設けていますので、あらかじめご了承ください。事務連絡は以上となります。

それでは、令和6年度第1回足立区地域自立支援協議会を開会いたします。

はじめに、足立区福祉部千ヶ崎部長よりご挨拶申し上げます。千ヶ崎部長よろしくお願いいたします。

たします。

○千ヶ崎部長

皆様おはようございます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。足立区地域自立支援協議会が前期に引き続き今期も始まるわけですが、様々な課題に対して皆様のご意見をいただきながら、活発な議論を進めていければと思います。

今般、足立区では障がい者福祉計画等を策定いたしましたので、新たな施策として、皆様から様々なご意見を頂戴したいと思います。形式的な会議では意味がないと思いますので、本音で話していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（2）委嘱状交付・委員紹介

○石川事務局員

ありがとうございました。

続きまして、委嘱状の交付ですが、本来ならば、足立区長より交付いたしますところ、大変恐縮ではございますが、協議時間を十分とらせていただくために、委嘱状を席上にあらかじめ配布させていただきました。何卒、ご理解の程よろしくお願いいたします。

それでは、委員のご紹介に移ります。

順番にお名前をお呼びいたしますので、呼ばれました方はご起立いただき、会場の皆様にお顔をお見せくださいますようお願いいたします。

それでは、会長のご紹介です。足立区地域自立支援協議会 小澤会長。

次に、部会長のご紹介です。はたらく部会 橋本部会長、相談支援部会 小杉部会長、くらし部会 酒井部会長、権利擁護部会 平部会長、精神医療部会 森澤部会長。こども部会 小谷部会長は本日ご欠席でございます。

続きまして、資料1の委員名簿の順番にご紹

介をさせていただきます。名簿の2番目からお呼びいたします。佐藤委員、蔵津委員、片桐委員、金子委員、樺沢委員、石井委員。

名簿14番以降についてご紹介いたします。永島委員、石原委員。中郡委員、木下委員は本日ご欠席でございます。辰田委員。松井委員は本日ご欠席でございます。石黒委員、高橋委員、神保委員、長門委員、稲垣委員、秦委員、山本委員、早川委員。

以上を持ちまして、今期の委員紹介を終了いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

なお、事務局員につきましては、次第裏面の席次に記載しております。

それでは、次第2「議事」に移ります。この足立区地域自立支援協議会の会長は、設置要綱第3条、2の規定に基づき、筑波大学の小澤温先生に務めていただき、この後の議事進行は、協議会会長に進めていただきます。それでは、小澤会長よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 会長挨拶

○小澤会長

前期に引き続き今期も会長という重責を担わせていただきます。前期、特に昨年度は計画策定と報酬改定の年で、様々なことがあり、この本会議も昨年度は1回多く開催されました。

また、特に本会議は全体の調整や議論のため細かい意見交換は難しく、部会で詳細な話し合いをしていただき、それを本会議で共有するという流れで前期は進めていました。今期もほぼ同様に進めていきたいと思います。

報酬改定以降、制度が本格的にスタートするので、部会で様々な角度で検討していただけたら大変ありがたいと思います。今期もぜひともよろしくお願いいたします。

そうしましたら、議事の内容に関してです

が、議事2(2)前期(令和4年度～5年度)の活動報告についてです。これに関しましては、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 前期(令和4年度～令和5年度)の活動報告について

○和田事務局員

この活動報告書は、昨年度の2月の本会議後から年度末にかけて、小澤会長に確定いただきまして、事務局の方で決裁をとり、自立支援協議会として、福祉部長、衛生部長に提出しました。以前の協議会で「年度末に提出しても、異動があるとみてもらえないのでは」というご意見を頂戴していただきましたので、活動報告書は年度末に決定したうえで、現在の所管にも、新年度には、印刷したものを配布しています。

1ページの「はじめに」は、2月の本会議の後、小澤会長に作成いただきました。次に目次をご覧ください。活動報告書は、前半が全般の中身、後半が、各専門部会の説明です。

3ページをご覧ください。「1 本会議及び運営全般について」をまとめています。(1)の「協議会の役割と運営の確認について」では、協議の目的や機能、進め方を改めて確認したことが記載されています。

(2)の「協議会の評価機能と足立区ケアマネジメント評価会議の位置づけ」については、この後の活動計画につながるお話ですので後ほどご説明します。

(3)の「協議会とネットワーク」については、協議会の研修機能の部分です。相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の研修に協議会への参加や調査が組み込まれ、そのことで関係者からの協議会への関心が高まっています。また、東京都自立支援協議会の交流会に、森部会長や協議会事務局が参加し、他区との情報交換や連携を深める取り組

みもありました。

(4)の「障がい者計画等に対する協議会からの意見」については、令和5年度第2回の本会議で、足立区障がい者計画の素案に対し、委員の皆さまから、ご意見をいただきました。活動報告書には、聴取した意見や各部会が抽出した地域課題と計画との関連を作成しています。

7ページ、8ページは、専門部会のまとめ、9ページ以後は協議会および準ずる機関であるケアマネジメント評価会議の開催状況の報告、17ページ以後が専門部会の活動報告書という構成になります。

そして、30ページには、本日配布いたしました、障がい者計画等に関する意見聴取の内容をまとめています。

さらに、32ページ、33ページについてですが、協議会では多岐にわたる内容について協議いただいていますので、それぞれ詳細な議論を、会議録等だけで読み込むのではわかりにくいというご意見もいただいていた。そこで、こちらの「この2年間に協議された主な内容」がどういう分野・領域等なのかを俯瞰できるよう、計画の柱立てとの対応について一覧化いたしました。今期の協議会活動においても、委員の皆様に、各部会でこれまで話し合われていたことが、どのような計画に結び付いていて、計画の実施がどのようになっているのかに注目いただく等、ご活用いただければと思います。このような活動報告書を作成している自治体はあまりなく、3期目を終え、活動報告書等をどのように作成し、活用いただけるものとするかを事務局としても悩みながら進めているところです。引き続きご意見、ご協力をお願いいたします。

○小澤会長

ありがとうございました。最初に進め方についてお伝えするのを忘れておりました。次の議

題は「今期（令和6年度～令和7年度）の活動計画」ですが、これは前期の活動報告と非常に関連が深いので、これら2つの報告をいただいた後に質疑の時間を取りたいと思います。

この活動報告書については、先ほどの説明にもありましたように、自立支援協議会の報告書をまとめている自治体はそれほど多くなく、非常に貴重な取り組みです。これに関しては、提案や提言が多く含まれていますので、それを今後の施策にどう反映させるかということが、必要に応じて求められるかと思います。今後も、さまざまなご意見やご助言をいただきながら、記録化を進めていくことが非常に重要ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。くらし部会の酒井部会長からご説明をお願いいたします。

(3) 今期（令和6年度～令和7年度）の活動計画について

ア くらし部会

○酒井くらし部会長

くらし部会の令和6年度の活動計画についてご説明いたします。

くらし部会の目的としては、区内の様々な事業所、関係団体の担当者に参加いただき、障がいのある方が地域でくらし続けるためにはどうしたらよいか、課題を共有し、意見交換を図るとしています。

特に、くらし部会に関わる事業者は、通所施設だけでなく、入所施設、グループホーム、居宅など、多岐にわたるため、それぞれの実態や事情を把握しながら進めていきたいと考えています。

今年度の重点課題としては、「高齢化」をテーマに掲げました。障がいのある方や施設利用者的高齢化に伴う支援や対応の課題、また高齢化により将来的に生じる身体的機能の低下や生活の困難さに関する課題を抽出し、対応策を検討します。緊急時の対応や医療との連携、さ

らには施設整備やハード面での課題も併せて議論していきます。

高齢の障がい者だけでなく、親御さんの状況変化についても検討します。これまで親御さんやご家庭が介助を担っていた部分が、ご家族の高齢化により難しくなるケースもあり、その課題に対応していく必要があります。また、施設職員の高齢化に伴う体力的な課題や、福祉業界全体の人材不足により、支援が十分に行えないという課題もあります。これらを共有し、人材確保の方法や介護ロボットの導入、ICT機器の活用による業務の効率化などの対応策を検討します。

障がいのある方の医療的ケアに関しては、近年さまざまな課題が浮き彫りになっており、医療の高度化により課題が細分化しています。そのため、実態に即した課題を抽出し、検討していきます。また、参加いただく事業者や他の施設事業者の取り組みを参考にしつつ、情報共有を図ります。さらに、障がい福祉分野特有のサービスに関する課題も実態を把握し、課題の抽出に取り組んでいきます。

令和6年度の報酬改定に関しては、各事業者が取り組みを進める中で、さまざまな課題が浮かび上がってきています。これらの実情や課題を整理・把握し、くらし部会として確認すべき点を明らかにしていきます。昨年度も事業者への情報提供に取り組みましたが、障がい福祉分野の事業者は情報が不足している場合が多く、特に医療関係の情報提供に課題がありました。今年度も引き続き、必要な情報を提供していきます。

今年度は、年3回の開催を予定しています。1回目は、現状の課題と情報共有を目的とし、事業所にアンケートを実施して課題を明確化していきます。2回目、3回目以降で、その課題について議論・共有していく予定です。

○小澤会長

ありがとうございました。くらし部会は非常に幅が広く、議論を進めるのは相当難しい部会ではあると思いますが、今年度は特に高齢化に焦点を絞り、議論していただきます。非常に喫緊の課題ですので、ぜひいろいろとご検討していただき、その結果およびご提案に関しては、この本会議に出していただけたらありがたいと思います。

続きまして、はたらく部会の橋本部会長よりお願いいたします。

イ はたらく部会

○橋本はたらく部会長

はたらく部会は、障がいのある方が、その人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した、地域連携及び地域資源開発のあり方を検討するという目的で議論を進めてまいりました。このテーマに沿って、教育機関やご家族、生活面を支える機関の方、労働機関、企業の方等、幅広い領域の方に集まっていただき議論を重ねてまいりました。

情報共有していく中で、今年度の重点課題は、働き方の多様化、さらに法改正が今年度4月から福祉領域・労働領域の両方行われました。それによって、障がいのある方を支える支援の環境や、並行して働く環境に大きな変化が生じています。私たちがその変化にどう対応していくか、情報をどのように収集し、どのように発信していけばよいかについて話し合ってきました。その中で明らかになったのは、現在、情報が多岐にわたる中で、一部には誤った情報が含まれていたり、正確な情報を見失いがちになっていたりしているということです。今年度は、正しく適切な情報をどのように届けるかを考えていきたいと思っています。

冒頭で福祉部長が「本音で話して良い」とおっしゃっていたので、率直に話しますと、具体

的な事例や疑問点について本音で議論すると、会議録に載せられない内容が多く出てくるかもしれません。もし会議録があっさりしていたら、それは本音ベースで話し合われた結果だと思っていただければ幸いです。このような状況の中で、働く環境や支援環境に大きな変化が生じており、この地域でどのような支援が望ましいかを考えていくことが重要です。例えば、企業や働きたい障がいのある人々、支援機関に向けて、分かりやすい情報発信ツールやパンフレットが必要かもしれません。今年度の目標として、そのような成果物を作成することを掲げ、3回ほど会議を行う予定です。協議の中で、ワーキンググループを設け、情報発信の方法を検討していきたいと考えています。

現在、就労支援の分野では、さまざまな情報が飛び交い、利害関係や多様な要因で混乱が生じていることを実感しています。その原因や状況を部会で共有し、障害者雇用企業にどのような情報や動機付けが有効か、また、情報が届いていない障がいのある方に「どうすれば働くための支援やサービスを提供できるか」といった具体的な議論を進めていきたいと思っています。

3回の会議を通じて、ワーキンググループで成果物を作成し、報告できるように取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○小澤会長

どうもありがとうございました。今年度は就労関係の法律や制度が大きく改定されていますので、その点を含めて、はたらく部会では審議・検討を進めていただければと思います。非常に多くの課題があるかと思いますが、ぜひ率直な意見交換を行い、必要な提言があれば、本会議で共有できればと思っております。

続きまして、次はこども部会の報告に移りますが、本日は部会長がご欠席のため、事務局の方から代理でご報告をお願いいたします。

ウ こども部会

○浅輪事務局員

本日、小谷部会長がご欠席のため、代わりにこども部会の活動計画についてご報告いたします。資料5の活動計画と、資料3の22ページ23ページをあわせてご覧いただければと思います。こども部会の目的は、さまざまな立場からこどもの支援にかかわっている足立区内の15の機関・団体関係者が一堂に会し、区内の子どもの置かれている状況の共通理解と情報共有、更には課題の共有を図る。また、そこから建設的かつ具体的に関係者が単独あるいは協働してやるべきこと、やれたら良いことを考え、行政に向けての提案などに繋がる協議・議論を多面的かつ具体的に展開する場とするとしています。この目的に基づき、年度ごとに課題を設定して取り組んでいます。委員の方々については、保護者の代表の方、保育園・幼稚園、小学校の特別支援学級、特別支援学校、さらに児童発達支援センターや児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの代表の方に加え、民生児童委員、足立児童相談所などからもご参加いただき、幅広い領域をカバーできるように運営しています。

昨年度までの前期では、「縦のつながり」を重視した連携を協議し、その点についてはかなりの成果があったと考えていますが、「横の連携」に関しては、まだ顔の見える連携が十分ではない部分があると感じています。この結果を踏まえ、今期の課題として2つのテーマを設定いたしました。

1点目は、各機関の活動内容について情報共有し、横の連携をテーマに「顔の見えるつながり」を検討することです。法改正を受け、児童発達支援センターの役割も大きく変化しています。それぞれの最新の取り組みについて情報を共有し、支援が必要な方に的確な支援を届け

るために、横の連携をどのように充実させるかを検討してまいりたいと考えています。

そのため、これまで部会の会場は障がい福祉センターあしすとでしたが、今後は所属委員の施設をお借りし、施設見学と部会を合わせて開催することで、その施設をより深く理解した上で議論につなげていくことを考えています。

具体的には、都立花畑学園や東京未来大学を会場として考えており、第1回は障がい福祉センターあしとで開催し、第2回と第3回はそれぞれの施設で、施設見学も兼ねて開催したいと考えています。

部会については、これまで通りの年3回を予定しています。

○小澤会長

ありがとうございました。前期の取り組みの中でも、昨年度のこども家庭庁の発足で、従来の厚生労働行政から切り離されている部分もいくつもあり、それも関係して「横の連携」という重要なことをテーマとしてあげていただいたということでございます。

こども関係の制度も大きく変わろうとしていますし、先日、こども大綱が政府から閣議決定された発表もありました。その辺りから子ども施策は障がいとそうでない部分が入っていますので、非常に取り組みが多岐にわたりますが、ぜひともよろしく願いしたいと思います。

それでは、引き続き相談支援部会の小杉部会長、よろしくお願いいたします。

エ 相談支援部会

○小杉相談支援部会長

相談支援部会の活動計画についてご報告いたします。今年度から部会長を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会の目的は、障がい児者が地域で安心して安全な生活を送るために必要な相談支援に関す

る諸課題を検討し、相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みについて検討するとしています。地域で普通に生活するだけでなく、安心して安全な生活を送るところが非常にポイントなのではないかと思っています。安心して安全な生活を送ることで、障がいのある方が地域で自分らしく生活できるのではないかとこの目的を読み込み感じたところでございます。

今期の重点課題は、3点挙げており、昨年度と同じ内容です。相談支援の視点から、足立区の地域の強みと課題を抽出するところを一番に記載しています。足立区の強みは、規模が大きく豊富な社会資源、人材がいるところは間違いないと感じています。昨年度も部会の中で、その豊富な社会資源や人材を活用するために、情報の整備、把握、活用方法、連携についてのまとめが必要であるという意見が出ました。昨年度の活動報告書にも記載されていますが、事務局の多大なご協力のもと、資源マップなどを作成いたしました。ただし、情報は変化するものですので、これをどのように持続可能な形で整理していくかが、今年度の課題となっています。

2点目に、相談支援体制や機能の充実を図るため、各種団体との連携のあり方を協議することが重要だと考えています。相談支援の部門は、直接的な支援において役割分担が求められる部分が非常に重要だと思います。お互いに期待する部分や懸念する部分を本音で話し合える関係性を築くことが大切だと感じています。私自身も相談支援専門員として地域に出向き、障がいのある方の相談に応じたり、地域の事業所と連携したりすることが多いですが、相談支援専門員のやりがいや面白さは、自ら地域に出向くことに考えています。連携のあり方を協議するにあたり、ただ待つのではなく、自らのネットワークや部会と連携を図ることが

できるようになるのが理想だと思っています。

3点目は、相談支援従事者の資質向上の取り組みについて協議することです。相談支援については、ケアマネジメントの部分が現在取り沙汰されていますが、資質向上と聞くと、どうしても「できていないことをできるようにしなければならない」という感覚になりがちです。しかし、そうではなく、支援者同士がポジティブに支え合うシステムが求められるのではないかと考えています。この点について、協議を進めていきたいと思っています。

年3回の開催予定で、1回目は重層的支援体制についての情報共有を行い、2回目は資質向上の取り組みについて検討、3回目は今年度のまとめを行う予定です。

○小澤会長

ありがとうございます。相談支援部会は他の部会とも密接に関連しているため、多岐にわたる検討が必要になるかと思います。また、第1回目に重層的支援体制の検討と意見交換を行うということで、現在の国の方針としても、多問題や複合的な課題が増えていることから、分野を超えて相談体制を構築することが大きな課題となっています。これを踏まえ、足立区としてもぜひ検討を進めていただきたいと思います。いろいろな角度からご検討いただき、最終的には提言としてまとめていただけると、全体としての共有が可能になり、大変ありがたく存じます。

続きまして、権利擁護部会の平部会長、よろしくお願いします。

オ 権利擁護部会

○平権利擁護部会長

今年度から初めてこの自立支援協議会に関わらせていただきます。昨年度までの流れ等、引き継いでいますが、まだ十分に把握できてな

い部分がありますので、資料を読み上げるような形になってしまいますが、ご理解をお願いいたします。

権利擁護部会の目的は「地域における障がい者の権利擁護に関する連携と調整」を目的に、障がい者の権利擁護支援に関する事例や事案について、関係者と情報を共有する。また、障害者差別解消支援地域協議会の機能を兼ね、差別的解消や合理的配慮について協議する。成年後見制度等の権利擁護支援の促進、障がい者の虐待防止と早期発見のための連携体制の構築を目指すとしています。

昨年度、国連の障害者権利条約の中で日本に勧告がでましたので、その部分に関してや合理的配慮や成年後見制度についての意見交換等を行っています。

今期の重点課題としては、1点目、障がいのある方の権利に関する現状の把握についてです。権利擁護支援は多岐にわたるため、意思決定支援等障がいのある方のニーズの実現、権利侵害等の現状を把握するとともに、権利擁護に関する施策の動向やトピック、各団体、事業所、区の現状や課題、計画などを共有し、情報を整理します。

2点目は、障がい者の差別的解消及び合理的配慮についてです。障害者差別解消法の改正により、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。この提供に向けて、障がい特性への理解を深める取り組みや効果的な相談体制の在り方を検討します。本日、合理的配慮に関するリーフレットを配布させていただきましたのでご確認いただければと思います。

3点目は、成年後見制度・権利擁護支援の促進についてです。中核機関による事業所職員向けの講座の取り組みにより、実際に制度利用に結び付いた事例等を取り上げ、取り組みの現状と課題、今後について整理して検討します。

今後の予定については記載のとおりです。

○小澤会長

ありがとうございました。権利擁護部会は他の部会とは性格が若干異なり、障害者差別解消法に基づき障害者差別解消地域支援協議会の役割も担っています。その観点から、この3つの重点課題についてさらに検討を深めていただきたいと考えています。リーフレットにも記載されているとおり、従来は、公的機関と民間事業者で合理的配慮の扱いが異なっていましたが、4月から合理的配慮が事業者にも義務化されました。これに伴い、さまざまな課題が発生する可能性があるため、それも含めて検討をお願いしたいと思います。

続きまして、精神医療部会の森澤部会長、よろしく願いいたします。

カ 精神医療部会

○森澤精神医療部会長

精神医療部会は、精神障がい者の支援に関する連携及び調整を目的としています。部会のメンバーには、医療関係者、グループホームの世話人、ピアサポーター、そして家族会の代表の方々が加わり、関係機関と常に連携・調整を図りながら、精神障がいをお持ちの皆さんの支援に関するさまざまな検討を行っています。今期および今年度の重点課題は、昨年と同様に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議と情報共有を掲げています。

令和4年度および5年度では、ワーキンググループで事例検討を行い、本音ベースで検討して地域課題を抽出してきました。5年度には参加メンバーも増え、保健センターの保健師や福祉事務所の職員の方々にも参加していただき、さまざまな立場からの知見を共有することで、地域における精神障がい者の支援がより確実に連携されていくことを実感しています。

今後の予定としては、令和5年度から、精神

障がい者が地域で生活できるよう、生活基盤の整備および支援体制の構築を図るため、長期入院者への調査を開始しています。現在、第一段階として足立区民で区内の精神科病院に入院されている方を対象に、長期入院者への調査を実施しました。今年度は、個別状況の調査の継続と、入院患者の皆さんへの対面でのヒアリングを予定しています。

この調査では、1年以上長期入院されている方を対象とし、退院が難しく地域移行ができない要因を、医療関係機関と連携してしっかりと調査していきたいと考えています。また、今年度の重点として、その調査結果から対象者を抽出し、個別のヒアリングを重ねていきたいと考えています。その結果をもとに、今後どのようなフォローが必要かを検討し、実効性のある形で進めていきたいと考えています。この点については、地域の配属のコーディネーターの意見も取り入れ、他の自治体で長期入院者へのアンケートが進んでいる事例を参考にして進めていきたいと思っています。

さらに、今年度は福祉部だけでなく、住宅関連部門の方々にも協力を依頼して進めていく予定です。入院調査の結果を踏まえながら、精神障がい者を支援する体制を広げていきたいと考えています。また、例年通り部会とワーキンググループも必要に応じて開催していきます。ワーキンググループは1回目を5月30日に行い、次回は6月25日を予定しています。今年度新設された福祉まると相談課や、住宅課の方々にも参加いただき、それぞれの立場から見える情報を共有し、活発な意見交換ができたと思っています。また、6月25日には、今後のヒアリングの具体的な進め方についても検討を進めていけたらと考えています。

部会は第1回を7月29日に予定しており、ワーキンググループの成果を報告し、今年度の活動をしっかりと進めていきたいと考えてい

ます。

○小澤会長

ありがとうございました。特に障がい者福祉計画の柱の中で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が、非常に重要な重点課題として掲げられています。この重点課題については、自立支援協議会としても深く検討していただくこととなり、精神医療部会を中心に検討していただけることになっています。この点に関して、さまざまな調査や検討が進められる中で、でてくる提案や提言についても、ぜひ承りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで部会報告は以上ですが、自立支援協議会において業務上必要な課題がございます。それが「障がい者ケアマネジメント評価会議」でございます。こちらに関しては、事務局からご説明をお願いいたします。

キ 障がい者ケアマネジメント評価会議

○和田事務局員

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議は、障がい者とその家族が適切なサービスを利用できるように支援する体制を整えることを目的としています。足立区では、平成15・16年度に「東京都支援費制度利用援助モデル事業」に指定され、その一環として評価会議を始めました。そして、平成17年度に区の事業として評価会議を試行し、平成18年度から本格実施しています。

令和5年度からは、足立区の相談体制や地域資源の現状に合わせて仕組みを整え、リニューアルして実施しています。「日中サービス支援型共同生活援助」や「地域生活支援拠点等」の事業を評価対象に追加し、主任相談支援専門員の方々にも参加いただき、意見を伺うことを始めました。

国の基準や指針では、「日中サービス支援型共同生活援助」や「地域生活支援拠点等」の評価は自立支援協議会で行うとされています。しかし、こうした評価や検証を進めると、自立支援協議会として行いたい情報共有や議論の時間が十分に取れないため、足立区では、ケアマネジメント評価会議を自立支援協議会に準ずるものとして位置づけ、協議会の評価機能の一部を評価会議に移しました。

委員の構成ですが、学識者として筑波大学の大村先生が委員長を務め、本日出席の委員の中からは、足立区手をつなぐ親の会会長の佐藤委員、足立区肢体不自由児者父母の会会長の蔵津委員が参加されています。また、指定管理として足立区精障がい者自立支援センターの職員や、社会福祉法人・特定非営利活動法人からも2名が出席しています。さらに、区の関係者として、障がい福祉課、障がい援護課、障がい福祉センター、中央本町地域・保健総合支援課も出席しています。

令和6年度の予定は記載の通りです。裏面をご覧ください。具体的な評価の内容についてご説明します。

1つ目は、地域生活支援拠点等の検証です。地域生活支援拠点等については、96ページをご覧ください。足立区では、令和2年度末に地域生活支援拠点等を整備しました。「実績及び計画」にある通り、令和3年度以降、拠点等の5つの機能を担う担当国会議を年4回程度開催し、支援状況を共有し課題を把握しています。評価会議では、担当国会議で明らかになった状況や課題を検証し、「手引き」を参考に8つの評価軸に沿って評価を行います。

2つ目は、日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価についてです。この事業は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設されました。短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供し、地

域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。足立区では、令和4年9月に1事業所が開設され、令和5年度には2事業所目ことができました。足立区では、指定申請時の評価と実施状況の評価を「ケアマネジメント評価会議」で行います。

3つ目は、相談支援のモニタリング・セルフ事例等の検証です。92ページをご覧ください。相談支援は障がい福祉サービス等の支給決定の際にサービス等利用計画案を策定する重要な事業です。その質の維持・向上と地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みを昨年度からケアマネジメント評価会議で検討し進めています。「支援者支援」の視点を大切に、主任相談支援専門員や基幹相談支援センターを中心に、相談支援部会、ケアマネジメント評価会議、相談支援事業所ネットワーク等と連携して進めていきます。

こうしたケアマネジメント評価会議を通じて、障がい者とその家族の地域生活支援と適切なサービス利用の支援体制を構築していきます。第2回の本会議では、評価結果から抽出された地域課題について報告いたしますので、引き続きよろしく申し上げます。

○小澤会長

ありがとうございました。この評価会議の位置づけは少し難しいですが、基本的に自立支援協議会には、法律上の義務として取り組まなければならない事項があります。これは足立区以外でも大きな問題となっており、多くの自治体が悩んでいるところです。例えば、地域生活支援拠点の検証や、日中支援型グループホームの評価、相談支援のモニタリングの検証など、自立支援協議会が対応する場合、本会議の開催は年に2回程度が限界であり、これに対応するには、さらに多くの会議が必要となる状況です。幸いなことに、足立区では過去から「障がい者

ケアマネジメント評価会議」が存在しており、障害者総合支援法の改正に伴い、この評価会議の位置づけも見直され、自立支援協議会の下にある評価会議として役割を担っています。これにより、法律で義務付けられている事項にも対応できる体制が整っています。このような評価会議がない自治体では、実際の運用が難しい状況に陥る可能性があり、その点で足立区の取り組みは非常に先駆的であると理解しています。それぞれの内容が非常に深く、制度との関係が密接であるため、今後の検討結果を私たちに共有していただければと思います。

特に日中支援型グループホームの問題は、大きな社会問題となりつつあり、国としてもしっかりと取り組むよう求められています。そのため、この評価会議の検討回数も増えることが予想されます。事務局および委員の皆様には、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

以上が今期の活動計画ということでございます。前期と今期の報告を合わせて、質疑の時間をとりたいと思います。ここまでの報告で何かご質問やご意見、あるいは確認すべきことがございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私から1点、各部会の会議開催日程について報告がありますが、傍聴が可能なものと、中身によっては傍聴ができないものがあるかと思います。事務局にお問い合わせいただき、傍聴が可能な場合には、その日程で対応するという理解でよろしいでしょうか。

○和田事務局員

事務局にお問い合わせいただければ開催日程をご案内いたします。また、区のホームページから「自立支援協議会」を検索していただくと、審議会等のページに直近の開催予定が公開されていますので、ぜひ傍聴をお願いいたします。

○小澤会長

ありがとうございます。他の部会がどのように運営されているのか、また、部会に所属していない委員の方がどのような検討がなされているのかについて興味がある場合は、ぜひ日程等が公開されていますので、事務局に問い合わせていただければと思います。これから予定されている日程も教えていただけるとと思います。ただし、内容によっては非公開のものもあるかと思っていますので、その際は事務局とご相談のうえ、よろしくお願いいたします。

○和田事務局員

ケアマネジメント評価会議は専門部会とは違い、評価会議という趣旨上、非公開としていますのでご了承ください。

○小澤会長

会議が非公開という場合もありますので、事務局に問い合わせていただくのが安全かと思っています。他にご質問、ご意見等よろしいでしょうか。後で全体の質疑の時間の際に遡って受け付けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項等を事務局の方よりよろしくお願いいたします。

（４）報告事項等

ア 令和６年度からの足立区の相談体制及び自立支援協議会の運営について

○和田事務局員

タイトルでは、「令和６年度からの足立区の相談体制及び自立支援協議会の運営について」となっておりますが、まず、自立支援協議会の運営についてお話しします。

１ページをご覧ください。こちらは、自立支援協議会の国の改定の資料です。２ページが、

協議会の役割・機能の四角の中が、改定事項です。①は、協議会を通じた「地域づくり」にとっては「個から地域へ」の取組が重要で、そのために、②の協議会は、地域の関係機関に情報提供等を求めることができ、関係機関がそれに応じることの努力義務となったということと、③として、守秘義務を課すという規定が追加されました。

足立区の自立支援協議会の対応状況ですが、障がい者計画の冊子、２１ページ下の方をご覧ください。

【国が示す成果目標６－②】新規の相談支援体制の充実・強化という項目の後段の部分です。令和６年から施行される障害者総合支援法では、協議会で個別事例が検討できるよう、協議会委員への守秘義務の設定を検討するように求めています。足立区では、前期の令和４年度第２回の本会議で、協議会で個別事例を検討するには個人が特定される情報を伏せ、一般化した形で地域サービス基盤の開発・改善の協議をすることにより体制を確保することにしました。

さらに、今年度から委員の委嘱の承諾書の欄に守秘義務に関しても記載しています。本会議では「かなり抽象化された地域課題」の協議が中心ですが、部会やケアマネジメント評価会議では、個別具体的なお話もされると思いますので、法に則し「守秘義務」について確認をして、協議を進めていただきます。

協議の進め方については、資料４の裏面にまとめていますので、詳しくはこちらをご覧ください。

続きまして、令和６年度からの足立区の相談体制についてご説明します。

昨年度の２月の本会議で、「障がい者計画の完成版については、担当所管も見直します。」と、事務局からお話ししていたところです。今回お配りしたものでは、様々な事業について、

所管の欄に「障がい援護課（令和6年度から）」という文言が追加されています。令和6年度には、福祉部全体の組織再編を行い、区役所と各地域の障がい援護係は障がい援護課という1つの課として運営していくことになりました。合わせて障がい福祉課やあしすとについても役割や業務について見直しがありました。

ポイントになるところを「障がい者計画」の冊子に沿ってご紹介します。まず、10ページ、上から2行目をご覧ください。「支援の質の向上は、サービス全体を通じて大きな課題になっています」ということで、令和6年度から、障がい福祉課に事業者指導を担当する職員を配置し、質の向上という視点で区独自の実地検査体制の構築に取り組んでいます。

「相談体制」という部分では、92ページをご覧ください。相談支援体制の強化・充実という項目で、基幹相談支援センターの役割を担う「障がい福祉センターあしすと」が中心となってという記載がありますように、これまでは「障がい福祉センターあしすと」が相談支援事業所ネットワークの開催等を行ってきました。令和6年度からは、1番下の担当所管の欄に「障がい援護課（令和6年から）」とありますように、この基幹相談支援センターの機能を障がい援護課が持つことになり、「基幹相談・権利擁護係」が新設されました。

基幹相談支援センターについてご説明いたします。資料6の3ページをご覧ください。基幹相談は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関とあります。そして、こちらも今年の4月1日施行の部分ですが、新しく明確に示された機能としては、③の「地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援」と④の「自立支援協議会の運営への関与を通じた『地域づくり』の業務」があります。足立区では、いずれも、これまではあしとが担っていましたが、この役割を障がい援護課基幹相談・権

利擁護係が持つことになりました。

しかし、あしととしても基幹相談支援センターの機能を持ち続けていますので、足立区の「基幹相談支援センターは2カ所になった」というところです。

3ページの下の部分にイメージ図がありますが、①と②の障がい者等への相談支援（個別支援）の部分をあしとが担い、③と④を障がい援護課基幹相談・権利擁護係が担います。

現在、この2つの基幹相談支援センターには、主任相談支援専門員がいないので、足立区としては、区内の主任相談支援専門員や、指定管理、地域生活支援拠点等の中核的な役割を担っている事業所に様々な形でご協力いただき事業を行っているところです。

4ページは足立区の相談支援体制の現状をまとめたものです。相談支援の3層の地域における相談体制の整備や社会資源の開発の主な担い手が、基幹相談支援センターと自立支援協議会ということになります。

5ページには、新設の基幹相談・権利擁護係の基幹相談支援センター以外の業務等も記載しました。「地域生活支援拠点等の調整」「地域移行」「権利擁護」の他「養護者による虐待防止」の機能として通報受付や対応の役割を担っています。

最後に、冊子の95ページをご覧ください。足立区では、今年度から福祉まると相談課を新設し、高齢者、障がい者、こども等の対象者の属性や年齢、相談内容を問わないどんな相談でも受け止める包括的な相談支援体制を整備していきます。取り組みの詳細は3つの柱に記載されている通りです。今期の協議会では、相談支援部会にまると相談課が委員として参加されることになりました。

自立支援協議会の設置運営に関する国の通知もこの春に改定され、「自立支援協議会は重層支援会議と連携を図ること」という項目が追

加されました。どのような連携が可能かどうかを含めて、委員の皆様と足立区の自立支援協議会の取り組みを進めていきたいと思いたすので、今後ともよろしくお願いいたします。

○小澤会長

ありがとうございました。次の障がい者計画の報告と合わせて、質疑の時間をとりたと思います。事務局の方よろしくお願いいたします。

イ 障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

○佐々木事務局員

障がい者計画の内容が分かりやすいように、新たに「わかりやすい版」を作成しましたので、こちらの説明をさせていただきます。まず、表面の部分ですが、ここに記載されているように、今回作成した計画は、3つの計画を一体的に策定したものです。一番上にある障がい者計画は、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間ということで、足立区の障がい福祉施策をどのように進めていくかを定めたものになります。その下にある第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間と定めたもので、障がい者や障がい児が利用するサービスの3年間の必要量を見込み、それを提供するための体制をどのように構築するか等について定めております。これら3つの計画を推進することで、足立区が目指す「障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」を図るところになります。

漢字にはルビをふり、左右の下ところに音声コード「U n i - V o i c e」を印刷しました。こちらは、スマートフォン等で読みとると、記載内容を音声で読み上げてくれます。これは、当事者の方にも計画の内容を知っていただき

たいというところで作成をしたものになります。皆様も是非、スマートフォン等で読み取っていただけるとイメージができるかなと思いたすので、よろしくお願いいたします。

中面には足立区がこの6年間で取り組む主な内容として、4つのテーマごとに課題となっている施策を記載しております。これら一つ一つに個別のサービスや事業が紐づいており、それぞれに数値目標を設定しています。

裏面には、この計画でどう変わるのか、3年間の取り組みの一部を数値目標とともに記載しています。これまでの3年間の取り組みの実績と、次の3年間で達成すべき目標値を示しています。例えば、一番上に「入所している人が地域に戻る数を増やします」とあります。前の3年間で入所施設からアパートやグループホームに移行した方が14人だったところを、次の3年間では18人に増やすという目標です。障がい者の入所施設は全国にあり、足立区の障がい者の方は、北は北海道から南は九州まで非常に幅広い地域に600人以上の方が利用されています。こうした施設で暮らす方たちを「590人まで減らします」というところが次の目標になります。605人を590人に減らすというところと、先ほどお話しした地域に18人戻るというところは単純に比較をすると数が合っていないように感じてしましますが、施設を退所される方は、お亡くなりになられたり、高齢の施設に行かれたり、新しく入所施設の方に入られる方もいます。そのため、数があわなくなるという事情がありますので、ご理解いただきたと思います。こうした数値目標や課題をそれぞれの事業ごとに設定をしているところです。また、実現していくために、障がい福祉課が中心となり、足立区役所全体としても今取り組んでいくため、たくさんの協力を求めていきたいと思っております。さらに、皆様の力もお借りしながら取り組んでいけれ

ばと思っておりますので、どうぞこれからもよろしく願いいたします。

○小澤会長

ありがとうございました。

報告事項2件ということでございます。最初の報告に関しまして、国の法律改正で協議会に関する守秘義務の説明がありました。しかし、本会議については、原則として個別の事例を扱う性格のものにはしないという方針で、事務局と検討しています。先ほど、部会で場合によっては非公開とする可能性があるとし上げた最大の理由は、個別ケースを扱う場合があるためです。その際は、部会の判断で非公開にさせていただくのが当然ですが、守秘義務が課される公開はありませんので、そのようにご判断いただくことになります。事務局にお問い合わせいただければ、公開か非公開か、あるいは途中まで公開し後半は非公開とするなど、ケースバイケースの対応があると思いますので、傍聴される際はぜひ確認の上でご参加ください。

以上の報告事項に加え、先ほどの前期の活動報告および今期の活動計画の報告もごございますので、全体としての質問やご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

会議後、お気づきになる事があるかと思えます。私もこの資料を今日の説明だけで理解するとなると相当に難しいです。資料や今日の説明、あるいは障がい者計画の冊子をご覧になっていただき、ご不明な点がありましたら、事務局へ問い合わせさせていただきたいと思えます。

この場で何か確認事項等、ございますでしょうか。

○森澤精神医療部会長

内容の確認ではないのですが、障がい者計画の冊子がいつ頃、どのようなかたちで配布され

るのかをお聞きしたいです。法人として事業を進めるにあたり、事業所としてしっかりと数値を確認しながら、足立区の障がい者計画に基づいてさまざまな取り組みを進めていきたいと考えておりますので、職員間でしっかりと共有をしたいと思っております。

また、障がい者のしおりについても、どこにいけばもらえるのか、事業所に配布を積極的にしていただけるとありがたいと思います。

○小澤会長

事務局の方、よろしくお願いいたします。

○佐々木事務局員

障がい者計画につきましては、先週、郵送の手続きをとり、各団体に1冊ずつ配布いたします。もし不足がございましたら、ご連絡いただければと思いますし、本庁舎に置いてありますので、何冊かお渡しできるかたちです。

また、障がい者のしおりについては、2年に1回作成しており、一番新しいものが2023年版です。こちらについては、本庁舎や障がい福祉センターあしすとに置いてあります。

○小澤会長

よろしいでしょうか。紙の冊子が必要だというご要望には是非答えていただきたいですが、最近では、行政の資料はホームページからダウンロードする形式が非常に増えています。このような冊子もダウンロードできたらと思います。よろしくお願いします。

○佐々木事務局員

ホームページにも公開しておりますので、よろしくお願いいたします。

○小澤会長

ありがとうございました。

私は全体を通して、足立区の自立支援協議会の取り組みは非常によくやっていると感じております。委員の皆さんは先進的な取り組みに関わっているという思いで、ご意見やご助言等をいただくと、足立区の取り組みはさらに前進していくのではないかと思います。

最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

3 事務連絡

○石川事務局員

小澤会長、ありがとうございました。

最後に事務局より事務連絡させていただきます。

1点目は、本日の会議録についてです。会議録がまとまりましたら、ご発言いただいた委員の皆様へ、会議録案をお送りいたしますので、ご確認、加筆修正などをお願いいたします。その後、小澤会長に最終確認をしていただき、会議録を確定いたします。確定しました会議録は、足立区のホームページへ掲載いたします。

2点目は、次回の本会議のスケジュールについてです。第2回本会議は、令和7年2月20日（木）午後2時からです。会場は、本日と同じ障がい福祉センター5階ホールです。

これをもちまして、足立区地域自立支援協議会第1回本会議を終了いたします。本日はご出席いただき、誠にありがとうございました。お忘れ物をなさいませんよう、お気をつけてお帰りください。

以上